

令和3年5月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年5月25日（火） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第4号 合意解約等について

第3 議案第23号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第24号 非農地証明について

第5 議案第25号 あっせんについて

第6 議案第26号 農地法第18条第1項の規定による許可について

第7 議案第27号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

第8 議案第28号 平成30年2期農用地利用集積計画の一部取り消しに係る意見について

○事務局

おはようございます。

それでは定刻定足数に達しましたので、これから令和3年5月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり会長に御挨拶いただき、そのあと、議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、おはようございます。本日は忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

今年は梅雨入りが早いということで、農家の方々は、晴れ間を見てのキビの手入れ、また甘藷の植付け作業に追われていることと思います。

昨年のサツマイモの基腐病の被害拡大に対する農家への支援として、市では農薬購入費の一部助成を決定いたしまして、国の基金の申請も先週、5月19日から21日までというところで終わったところです。

情報ですけれども、廃プラがしばらく収集をしないということでしたけれども、廃プラ類の収集につきまして、もう御存じのことと思いますが、5月5日から始まっております。

収集日は例年どおり毎週水曜日、受入れ先は、昨年同様、A産業となっております。

料金のほうが、農家負担分がキロ48円で処理料金が上がったため、昨年より7円ほど上がっております。市、JA、B社、販売店が一部の助成をしての価格でございます。

また、サトウキビの廃マルチは、5月から7月の3か月間につきましては、B社が全額助成をしてくれるということで、無料となっております。

焼却処分をされる方がいるようですけれども、これは法律で厳しくさせられるということですので気をつけていただきたいと思います。

また農業委員会の役割は、皆さんも御存じですけれども、農家の声を聞き、農地の有効利用につなげ、本市の農業振興に寄与することでありますので、農家の相談役として、地域農業を牽引していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

それでは、ただいまより本日の会議を開催いたします。本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

9番、河本委員、12番、中村正幸委員を指名いたします。

○議長

続きまして日程第2、報告第4号「合意解約について」事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

日程第2、報告第4号「合意解約について」御説明いたします。資料は1ページです。

今月の合意解約は、1番から2番の2件で、台帳現況地目畑の2筆、5,278平米の合意解約がありました。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。それではただいまより議案審議に入ります。

日程第3、議案第23号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第23号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は2ページです。

今月は所有権移転3件、賃借権設定2件、合計5件の申請がありました。

1番です。現和川氏地区です。台帳現況地目畑の1筆で面積1,159平米を贈与により所有権移転するものです。

2番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目畑の1筆で面積1,613平米を賃借により3年間借り受けるものです。

3番です。現和庄司浦地区です、台帳現況地目畑の1筆で、面積1,388平米を賃借により3年間借り受けるものです。

なお2番3番は、管理人が同一人物で、合計面積が3,001平米となり、下限面積の20アールを超えます。

4番です。住吉能野里地区です。現況台帳地目畑の1筆で、面積515平米を売買により所有権移転するものです。

5番です国上湊地区です。台帳現況地目畑の2筆で合計面積1,277平米を売買により所有権移転するものです。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。続きまして担当委員のほうから随時報告をお願いいたします。

○6番委員

6番です。整理番号1について、報告いたします。

5月22日午前9時より譲受人立会いのもと、推進委員とともに現地確認を行いました。

譲渡人と譲受人は兄弟でございます。譲渡人が、「耕作をしない」ということで、兄のほうへ贈与するという形になっています。

譲受人は、JA職員で兼業農家でございます。当地には昨年、安納イモを作付けしていましたが、基腐病のため、今年度はブロッコリーをつくる予定だそうです。技術的にも問題なく、許可相当と考えます。

譲渡人には電話で確認をとっております。

次に、整理番号2番3番について、譲受人が同一でございますのでまとめて報告をいたします。

5月22日、8時半より、借り人立会いのもと推進委員とともに現地確認を行いました。

借り人は、現在、現和在住の新規就農者でございます。スナップエンドウや安納イモを作付けしながら、大規模農家にパートへ行ったりしています。御主人の

ほうも大規模農家で働きながら、農業のことを勉強しているとのこと。機械類もこの農家より借りて行っているということです。将来自分たちで自立していければということでした。

整理番号2の貸し人は、宮崎在住の土地持ち非農家でございます。3の貸し人は高齢のため、畑を貸すとのこと。いずれの畑も以前別の人が借りていた畑を今回借り人が新たに借りることになったようです。

この畑は、2枚とも安納イモを作付けする予定でございます。

なお貸し人2人には電話で確認をとっております。

双方確認の結果、許可相当だと考えます。以上です。

○7番委員

7番です。4番について、報告をいたします。5月19日午前8時半、推進委員、譲受人立会いで現地調査を実施いたしました。

当地は、住吉能野里地域の集落内にあり、現場にはバナナが作付されておりました。

居住地の隣接地で、農作業管理がしやすいということで、譲渡人に相談をいたしまして今回の運びになったということでございます。

機械作業等は地元の農家への委託作業で賄っているということで、両親と野菜を中心に作付けをしているということでありました。

申請のとおり許可相当と確認をいたしました。以上です。

○9番委員

9番です。整理番号5について報告します。

5月21日8時より、譲受人、推進委員立会いのもと現地調査を行いました。

ここはずっと以前から「売りたい」のあっせんに出ていた畑です。譲受人の畑がこの付近に集まっているということで、やっとまとまりました。

譲受人は園芸の安納イモ、ゴーヤを手がけている若手です。機械も技術力もそろっており何も問題はないと思います。

今年間に合えば安納イモも作付けするということでした。

譲渡人の方には電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員また事務局から説明、報告がありました。この件について皆さんの方から質疑がありましたら挙手をお願いします。

○議長

無いようですので、質疑を終了いたしまして、これから議案第23号「農地法第3条の規定による許可について」の採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

○議長

続きまして日程第4、議案第24号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第24号「非農地証明について」説明いたします。資料3ページです。

1番です。安城平山地区です。台帳地目畑ですが昭和40年頃から耕作せず、現在は山林となっています。

交付基準1（イ）に基づいた申請です。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。

この件につきましては昨日、現地調査が行われているようでございます。雨降りの中、調査委員の皆様お疲れさまでございました。

調査委員長のほうから報告をお願いいたします。

○9番委員

9番です。昨日、事務局から2名、9番委員、10番委員、推進委員、案内人計6名で、合同調査を行いました。

申請地は、平山の共同墓地の上のほうにある所です。昭和40年頃からもう55年ぐらい耕作をせず、山林になっている状況です。道も無くて、農地に戻すのは無理という意見で一致しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま、調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして担当委員のほうから何か補足説明等ありましたらお願いします。

○10番委員

10番です。調査委員長の報告のとおりです。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員また調査委員長のほうから報告ありました。

皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

○議長

無いようですので、これから議案第24号「非農地証明について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。

○議長

続きまして日程第5、議案第25号「あっせんについて」を議題といたします

す。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第25号「あっせんについて」を説明いたします。資料は4ページです。

1番「買いたい」の申し出です。

対象の農地については下西校区内で面積が2反以上ということです。あっせんにつきましては、2番、中村委員と、5番、日笠山委員をお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。あっせんのことについて何か御意見等ありましたらお願いします。

ここにありますように合計2反以上で下限面積を満たします。新規就農になりますので、あっせん委員になられた方は、ひとつよろしくをお願いいたします。

○議長

それでは続きまして日程第6、議案第26号「農地法第18条第1項の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第26号「農地法第18条第1項の規定による許可について」を説明いたします。資料は5ページです。

1番です。台帳現況地目畑の2筆、合計面積4,505平米で、申請理由は、借り人が所在不明で2年以上耕作しておらず、適正に利用していないため、賃貸借の解除を申し入れたいとのことです。

農地法第3条により許可された賃貸借についての解除を行おうとするものです。

借り人につきましては事務局においても、所在等を調査しているところですが、1年前から連絡が取れない状況となっています。

市内在住時は、親戚の管理する家に居住していましたが、既に転居されています。なお、転出届出等の手続きもされていません。

東京在住の父親と連絡が取れましたので確認したところ、携帯の電話番号も変わっており、何の連絡もなく、どこにいるか全くわからないということでした。

このような状況でしたので、申請人と相談し、今回の申請となりました。

なお、契約解除の許可については、鹿児島県農業会議で行われる常設審議委員会の意見聴取後、許可することとなることを申し添えます。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。

この件につきましては私の担当区域ですので、私のほうから報告をさせていただきます。

1番ですけれども、5月22日午前9時、申請人の自宅に推進委員とともに聞き取りに参りました。その前に現地調査で現地を確認したのですけれども、この上段につきましては、事務局の説明があったように令和元年までスナップエンドウを作付けしており、その後は耕作をしていなかったとのことです。

余り地力もない畑でして、ビニールをきれいに片づけたらそのままの状態です。草も4、50センチですか、兵隊草のほうが生えている状況でした。

下段につきましては、平成29年以降、耕作していなかったために、申請人は、「他の人に耕作してほしい」とのことでしたが、現在、貸借の契約解除がされてない状況でございます。家の近くの農地ということもありまして、自宅のそばで荒らすわけにもいかないということで、農家に頼んで、定期的に耕耘作業をして管理をしていたという状況です。

この借り人ですけれども、皆さん御存じかと思えますけれども、農業次世代人材育成事業を活用して、農業をやっておりました。私も指導する立場にあつたものですから、何回となく指導を行ってきました。しかし、なかなか結果が出ないということで、とうとう事業の打切りということになっております。

それ以降の結果が今、説明したとおりでございます。

賃料につきましては、令和元年度に支払いがあつて、それ以降は未収となっているということです。

事務局から説明があつたように、借り人からの連絡もなく、農地も適正に利用されていない状況ですので、許可相当と考えております。

○議長

皆さんのほうから何か御意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。

○11番委員

確認しますが、西之表にいないということですか？あと借りている農地はこれだけですか？

○議長

住所不定です。確認もとれません。先ほど説明もあつたように転出届とかそういうのも全く出ておりません。親もどこに居住しているのか、わからないということです。

他の農地は後の議案で出てきますけれども、もう1か所あります。

農地の場所は、昔、C社が展望台のがけに色を塗っているところに登っていく道の途中にある農地です。火立の峯に登っていくところの途中です。

下段は、貸し人の家に隣接する畑でこれは定期的に管理を頼んでありますので、荒れてはおりません。

○議長

ほかにありませんか。

○議長

それでは、無いようですので、これから議案第26号「農地法第18条の第1項の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、議案26号「農地法第18条第1項の規定による許可について」は原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして日程第7、議案第27号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第17号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。資料は7ページをお開きください。

令和3年6月1日に所有権移転をするものです。地目は田、畑、及びその他面積はそれぞれ3,422平米、12,246平米及び1,123平米で合計面積16,791平米です。所有権を移転する者3人、受ける者3人です。内訳については8ページを、詳細については、9ページから19ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定になります。

まず初めに、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明します。20ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年6月1日から令和6年5月31日の3年間、地目畑、面積4,477平米で、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年6月1日から令和8年5月31日の5年間。地目田及び畑、面積はそれぞれ2,397平米及び17,220平米。合計面積19,617平米。利用権の設定する者4人、受ける者1人です。

3段目です。期間が令和3年6月1日から令和13年5月31日の10年間、地目畑、面積3,367平米で、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

内訳については21ページを、詳細については22ページから28ページをご覧ください。

続きまして、地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。29ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年6月1日から令和6年5月31日の3年間、地目畑、面積4,477平米。利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年6月1日から令和8年5月31日の5年間、地目、田及び畑、面積はそれぞれ2,397平米及び17,220平米で、合計面積19,617平米、利用権の設定をする者1人、受ける者4人です。

3段目です。期間が令和3年6月1日から令和13年5月31日の10年間、地目畑、面積3,367平米、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

内訳については30ページを、詳細については31ページから38ページをご

覧ください。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。続いて担当委員の報告をお願いいたします。

○議長

整理番号1番が私の担当ということで私のほうから説明をいたします。

整理番号1番、5月22日午前8時、譲渡人、譲受人、そして、推進委員の立会いのもと、現地の確認をいたしました。

譲渡人は、かなり高齢の方ですけれども、非常に元気な方で、私も行くということで、現地に全部立ち会っていただきました。

1段目ですけれども、これは今収穫が終わりまして、耕耘作業をして済ませております。

2段目は、非常に大きな石が出る場所で、前の耕作者が撤去出来ないで石をそのまま置いていたのですけれども、譲受人が大きな石をのけてこれから耕作をする状態です。

それから3段目ですけれども、これもロータリー作業、耕耘作業が終わっております。

4段目が、今まで何人かに耕作をお願いしていた畑で、面積もありますので、何回かいろんな人に当たってみたのですが、進入路が狭いということで、なかなか借りる人がいませんでした。今回、譲渡人の強い要望もありまして、譲受人が、この手前の農地をいずれ買い取って、そこに大きな道をつくるということです。現時点では手前のほうに、前々から私が相談をしていた山がありまして、その山が農地に続いております。「もし誰かここを耕作する場合には、道を通してくれないか」と相談をしたところ、「いいですよ」ということでした。今回、決まりましたので、改めて私の方からまたお願いしようかと思っています。

それとこの5段目ですけれども、現在牧草を植付けておりました。いずれも、許可が出たら、牧草を植えるということでありました。また、この譲受人は、平田地域で大々的に酪農をやっている方で、機械、労働力全てそろっております。皆さん審議方よろしくお願いいたします。

○6番委員

6番です。整理番号2番について報告いたします。

5月22日、10時より譲受人立会いのもと推進委員とともに現地確認調査を行いました。

申請地の隣接する畑は、昨年譲受人が、譲渡人より購入した土地でございます。申請地は、面積が0.5畝、1畝の半分ぐらいですね、のところに側溝があって竹林になっておりました。地目は畑でありますので、今回譲受人が、以前購入した畑と一緒にするというので今回の申請になったようでございます。

譲受人は、現和在住の大規模農業経営をしている認定農家でございます。機械類も一式そろっており、技術的に何ら問題ないと思っております。

譲渡人には電話で確認をとっております。

以上です。

続いて整理番号3について報告いたします。

同じく22日9時半より譲受人立会いのもと推進委員とともに現地確認を行いました。

譲渡人と譲受人は親子でございます。譲渡人は高齢であり、息子へ所有権の移転をするということでございます。

当地には2筆とも水稻が植えられておりました。

譲受人は現和在住の大規模農業経営をしている認定農家でございます。

機械類も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思えます。

なお譲渡人には電話で確認をとっております。

申請どおり許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局並びに担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いいたします。

○議長

無いようですので、これから議案第27号の採決を行います。

原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

続きまして日程第8、議案第28号「平成30年2月期農用地利用集積計画策定の一部取消しに係る意見について」を議題といたします。議案説明を事務局お願いいたします。

○事務局

日程第8、議案第28号「平成30年2期の農用地利用集積計画の一部取消しに係る意見について」を説明いたします。資料は39ページです。

台帳現況地目畑の1筆で、現況面積837平米です。

申請理由は、借り人が、1年前から居所不明となり2年以上前から耕作しておらず、農地を適正に利用していないため、農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項第1号の規定により、農用地利用計画の一部取消しをするものです。

借り人につきましては、議案第26号で承認された借り人と同一人物となります。以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。

これについて、担当委員補足があればお願いします。

○5番委員

5番です。この件につきましては、借り人が、行方不明ということで、5月22日8時に貸し人に連絡をとりまして、確認をいたしました。

貸し借りの申請から1年間は安納いもの育苗ハウスを建てて使用していましたが、2年目以降は利用されていなかったようです。既にハウスは撤去されています。

現地は草が生えており、耕作されていませんでしたが、最近23日に推進委員と一緒に確認に行ったところ、粗々とですが、草を払っているような状況でした。

借り人が行方不明ということもあり、農地も適正に利用されていない状況ですので、許可相当と考えます。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局また担当委員から報告がありました。何か皆さん質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

借り人について説明をしますと、昔、D建設がありましたけれども、借り人のお父さんとD建設の社長は兄弟で、借り人から見ておじさんになるみたいです。

他にございませんか。

○議長

それでは無いようですので議案第28号の採決をいたします。

原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。以上をもちまして本日の議案審議を終了いたします。

会 長 _____ 印

9 番 委 員 _____ 印

1 2 番 委 員 _____ 印